

## 令和6年第4回臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和6年5月9日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	5月9日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	5月9日 11時20分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
			11	内 間 広 樹 議員
	6	並 里 晴 男 議員		
欠 席 議 員	5	虻 江 修 議員		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山城直也君 主 査 金城成君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城政英君	副 村 長	内間常喜君
	教 育 長	玉城洋之君	総務課長	西江忍君
	福祉課長	島袋裕次君	住民課長	平敷兼清君
	会計管理者	玉城睦美君	企画課長	島袋英樹君
	農林水産課長	浦崎悟君	建設課長	知念利次君
	商工観光課長	金城幸人君	教育行政課長	新城米広君
	医療保健課長	万寿祥久君	公営企業課長	玉城正朝君
	農業委員会事務局長	知念浩司君	総務課長補佐	古堅裕喜君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

## 令和6年第4回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和6年5月9日（木）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名（6番並里晴男議員・7番島袋 勉議員）
第2		会期の決定
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	承認第1号	専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第6	承認第2号	専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第7	議案第33号	伊江島蒸留施設機能拡充事業備品購入（蒸留機他）の契約変更について
第8	議案第34号	令和6年度伊江村一般会計補正予算（第1号）

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和6年第4回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 並里晴男議員、7番 島袋 勉議員を指名します。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

私の主な出張等について、報告します。

4月17日、北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会が名護市民会館で開催され、全議員で出席しました。

4月20日、北部市町村議会議長会による北部ジャングリアの視察研修があり、副議長とともに出席しました。

4月24日、北部市町村議会議長会にて名桜大学施設整備状況の視察と、沖縄県防災ヘリについて協議・調整に出席しました。

4月30日、那覇市自治会館にて沖縄県町村議会議長会定例理事会と沖縄振興拡大会議に出席しました。

5月8日、北部市町村議長会第1回定例総会が東村で開催され出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

行政報告の前に御礼を申し上げます。去る村内の一大イベントであります伊江島一周マラソン、そしてゆり祭り等について、大きなトラブルもなく関係者の皆さんの御協力によって、無事に終了させていただきましたことを心から感謝を申し上げます。

令和6年第4回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、御出席を賜り感謝を申し上げます。

これより行政報告をさせていただきます。

1点目に、令和5年・6年期のさとうきびの製糖実績について。お手元に資料を配付してあります。今期の製糖期間は令和5年12月11日から令和6年4月1日までの113日間となり、前期と比較して、生産量及び反収が下回ったものの、買入れ平均糖度及びトン当たりの原料代は大きく向上しております。まず、生産量

は6,016トン、430キログラム（対前年度比82.7%）、反収は6トン863キログラム（対前年度比84.29%）となっております。収穫面積で87.66ヘクタール（対前年度比98.1%）となっております。昨年8月に発生した台風8号の影響もある中、買入れ平均糖度及びトン当たりの原料代が大きく向上したことは、生産者皆様の肥培管理の成果、あわせて日々の御努力の賜物と敬意を表するものであります。なお詳細につきましては、お手元に配付してあります資料を、後ほど御覧いただきたいと思っております。

2点目に、第48回沖縄県さとうきび競作会表彰式について、御報告いたします。令和6年4月25日に、公益社団法人、沖縄県糖業振興協会主催により第48回沖縄県さとうきび競作会の表彰式が開催されました。西江上区の知念和幸氏が村内のさとうきび生産農家で初となる「沖縄県糖業振興協会理事長賞」を受賞されました。知念氏は村内において、大量生産及び高反収を実現し、さとうきび生産組合長を歴任するなど、後継者育成や農地あっせん等を通して、本村のさとうきび生産振興に大きく貢献され、今回の受賞に至っております。今回の受賞を心よりお祝い申し上げますとともに、今後の御活躍を祈念を申し上げます。

3点目に、第27回ゆり祭り及び祭り期間中のフェリー運航状況について、第27回のゆり祭りは、4月27日のオープニングセレモニーを皮切りに5月5日までの9日間にわたり開催をいたしました。昨年度より7日間短い開催でしたが、ゆり祭り期間中と5月6日を含め64航海で延べ3万1,053人、車両で3,216台を航送し、1航海あたりに換算しますと485人の乗船客がございました。ゆり祭りについては、多くの来場者の御理解と御協力によりまして、盛会に開催できたと考えております。開催に御協力いただきました団体並びに関係者の皆様に、御礼と感謝を申し上げます。なお、来場者及びフェリー輸送実績については、配付した資料のとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

4点目に、沖縄銀行のおきなわフィナンシャルグループとの「包括的連携協定による人材派遣」について、御報告をいたします。沖縄銀行のおきなわフィナンシャルグループでは、離島自治体との相互の情報・機能を有効に活用し、緊密な相互連携、協働の取組により、離島地域の地域振興や地域経済活性化の実現を目指すことを目的として、各離島と包括的連携協定を結んでおります。本村も昨年、1月におきなわフィナンシャルグループと包括的連携協定を行い、各団体や役場内の業務に支援をいただいておりますが、この度、おきなわフィナンシャルグループより人材派遣の申し出がございましたので、関連予算を今回の議会に計上しているところでございます。出向者の派遣を通して、地域の課題解決などに、協働で取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げます。

5点目、児童生徒の活躍状況について、令和6年3月臨時会以降の児童生徒の活躍状況については、お手元に配付してあります資料のとおりでございます。バレーボール、陸上競技、相撲、ゴルフなどで、児童生徒の活躍が見られました。また、4月24日の新聞にも掲載がありました第99回毎日オープンテニス選手権、ベテランの部において、東江上区出身の比嘉明人さんが、35歳以上のシングルスで優勝を果たしております。資料を後ほどお目通しいただき、激励をいただければと思っております。

5点目に、建設工事の執行状況について、令和6年3月臨時会以降の建設事業の執行状況については、配付した資料のとおり、委託業務3件を執行いたしましたので、御報告いたします。

以上で、行政報告とさせていただきます。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

---

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、伊江村税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分による改正を行い、同条第3項の規定に基づき、本議会で報告し承認を求めるための提案となっておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、詳細につきまして、住民課長が説明いたしますので資料を御準備いただきたいと思います。

○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平敷兼清君

それでは今回の改正について、説明いたします。

今回の主な改正は、個人住民税の定額減税の実施に伴う改正。職権による減免を可能とする改正。固定資産税の負担調整措置等の延長に伴う改正のほか、文言の整備などを行っております。新旧対照表と、本日配付している資料、承認第1号の資料にて説明いたします。

新旧対照表1ページをお願いいたします。第34条の7の改正は、公益信託制度の制度改正による文言の整備です。公益信託とは、公益活動のために自らの財産を提供しようとする個人が、利益の一部を社会に還元しようとする場合、信託銀行に信託し信託銀行は定められた公益目的に従い、その財産を管理運用し公益のために役立てるという制度です。今回、公益信託制度の活用拡大を図るため、2項で読み替え規定を追加することにより税制優遇が受けられるようにするための改正であります。

第51条第2項は、「ただし、村長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、村民税を減免する必要があると認める場合は、この限りではない。」という規定の追加と、3項で文言の整備を行っております。この2項の規定を追加することにより、今般の災害等の増加状況を受け、減免を受ける側の負担を軽減することとしております。

次の2ページの第71条（固定資産税の減免）、さらに次の3ページの第139条の3（特別土地保有税の減免）についても、同様の措置を行うため、規定の整備を行っております。

2ページをお願いします。2ページ上段、第64条第4項を第152条第5項に改める改正は、私立学校法の全面的な改正に伴う条項番号の整備となっております。

3ページ下段、附則第4条の2は、削除する改正です。最初の第34条の7の改正に伴い、規定が不用になったため削除いたします。

4ページをお願いします。附則第5条の2の第1項から3項までを追加する改正であります。令和6年能登半島地震災害に係る特例の新設で、震災により住宅家財等や事業用資産等に生じた損失の金額について、令和5年分所得税の確定申告において、雑損控除の特例が適用できることとしたものです。能登半島地震は、令和6年1月1日に発生したため、本来なら令和6年分の確定申告で雑損控除の申告をすることになりますが、令和5年において生じて損失の金額として1年前倒しで控除が受けられることとし、被災者の負担軽減を図るものであります。

この4ページの下段から、5ページの上段の第6条の改正につきましては、地方税法の改正により、能登半島地震災害に関する規定が追加されたことによる条項番号の整備であります。中段の附則、第7条の4の括弧書きの文言の追加の改正につきましては、先ほど1ページの第34条の7第2項の改正に合わせ規定を追

加しております。

5ページ下段の第7条の5から、12ページまでの第7条の8まで、定額減税に関する規定を追加する改正となっております。

本日配付している資料を準備お願いいたします。配付資料の2ページをお願いします。第7条の5は、定額減税の総論を規定しております。第1項で定額減税の対象要件などを規定しており、対象者として令和6年度の住民税に係る合計所得金額は1,805万円以下の納税義務者で、減税額として本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円を住民税の所得割額から減額するものであります。第2項で、定額減税を適用した場合の関係条文の読み替えに関する規定を示しております。附則第7条の6は、令和6年度分の個人の村民税の納税通知書に関する特例で第1項で納税通知書に記載すべき納付額と、普通徴収時の減税方法を規定。第2項で特別徴収から普通徴収に変更になった場合は、第1項の定額減税に係る徴収方法を適用しない旨の規定であります。減税は実施されますが、徴収方法はこれまでどおりの期別の按分によって処理されるという意味でございます。

このページの以下は、定額減税後の徴収金額や方法などの一例を示しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

右側3ページに行きます。附則第7条の7は、第1項で公的年金等からの特別徴収が初年度の場合の減税方法の規定。第2項で、第1項の減税が適用された場合、年金から住民税を徴収した年金保険者は、減税後の徴収税額を村に納入する旨の規定。第3項は、公的年金等からの特別徴収（天引き）が継続される場合の減税方法を規定。第4項は、第3項の減税が適用された場合、年金から住民税を徴収した年金保険者（日本年金機構等）は、減税後の徴収税額を村に納入する旨の規定。第5項は、特別徴収（年金天引き）から普通徴収に変更になった場合は、第1項から第4項の定額減税の徴収方法は適用せず、通常の方法で徴収する旨の規定を示しております。

この3ページと次の4ページの中段まで一例を示しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

4ページをお願いします。下段の附則第7条の8は、令和7年度分の個人の村民税の特別税額控除についての規定であります。控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税は、来年度の令和7年度分の個人住民税から減額する旨の規定ですが、この対象になるのは合計所得が900万円以上、1,000万円以下で、かつ配偶者の合計所得が48万円以下の方が対象となります。実務上、その情報は納税義務者からの申告がない限り分からないため、令和6年分の源泉徴収票、給与支払報告書等に当該情報を記載することとし、この情報を基に令和7年度分で減税することとする規定となっております。

新旧対照表に戻ります。12ページ、中段の第8条の改正は、定額減税による規定の追加による条項番号の整備と、実施するに当たって読み替え規定が必要になったため文言の追加を行っております。

次の13ページから14ページにかけての第10条の3の改正につきましては、新規に第3項を追加する改正であります。区分所有住宅、いわゆるマンションやオフィスビルなどについて、認定長期有料住宅に係る固定資産税の減税を受けようとする場合、管理組合への管理者等が一括して手続きができるよう申請方法を簡素化するための規定の新設をしております。そのため13ページ中段から、次の14ページまで、項番号の繰り下げの改正と、地方税法施行規則において、附則の改正が行われたためその条項番号の整備を行っているものでございます。

14ページの附則第11条の見出しの改正から、第11条の2、次の15ページの第12条第1項、第2項。次の16ページの第3項から第5項。次の17ページの第13条第15条第1項から2項までの改正につきましては、3年に一度行われる固定資産税の評価替えに伴い、現行の減額制度や負担調整措置を延長する旨の改正を行っております。

14ページの第11条の2では、令和6年度を基準年度とし、令和7年、令和8年に土地価格の下落修正があった場合においては、価格の下落修正を行う旨の規定をしております。

15ページの第12条から17ページの第15条までは宅地、商業地、農地、特別土地保有税に係る負担調整措置が3年間延長になったことによる改正であります。土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇は緩やかになるよう課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられており、その制度を延長するための改正となっております。

新旧対照表18ページをお願いします。附則第16条の3から、21ページの附則第20条の3までの改正は、令和5年6月議会で改正した申告制度について、先ほどの定額減税に係る規定に合わせ、関連する読み替え規定を、それぞれ第5号として追加する改正となっております。

21ページ、附則、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するとします。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしています。(1)第56条の改定規定、令和7年4月1日。これは私立学校法の改正に伴うものです。(2)第34条の7の改正規定、附則第4条の2を削る規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日、法律番号が空白になっていますのは、参議院まで現在可決されておりますが、公布がされていないため空白としております。第2条で、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊江村税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとします。

補足として、配付している資料の6ページをお願いいたします。先ほどの定額減税についての概要と一例です。定額減税は、本人と扶養親族1人につき1万円を住民税の所得割分から差し引くもので、表の左側から会社員、事業者、年金受給者、均等割のみの課税者、非課税者の一例を示しているところです。一番左の会社員で4人の世帯構成の年間納税額、表の中段から下になります。年間納付税額を10万5,000円とした場合、均等割と森林環境譲与税分の5,000円を除いた所得割分10万円から、本人を含め4人となりますので4万円を控除して所得割が6万円となります。2列目の事業者で、本人を含め4人の世帯構成の年間納税額を3万5,000円とした場合、1人当たり1万円の4人ですので、4万円が減税されますが、所得割分が3万円なので、減税分で引ききれない残りの1万円分に関しては、今後の給付金の支給対象となる予定です。年金受給者で2人の世帯構成の年間納税額が2万円とした場合は、所得割分が1万5,000円のため、世帯2人分で2万円の減税で、減税分で引ききれない、残りの5,000円に関して給付金の対象になります。均等割のみの課税者の方や非課税者の場合は、所得割が発生していないため、定額減税の対象とはなりません。今後所要の条件を満たした場合に、給付金の支給対象となる予定です。このページは、定額減税の大枠のイメージで、先ほどの資料2ページから4ページなどに示している減税方法と期別の納付額について、示しているものが2ページから4ページまでになりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

次の7ページは、均等割のみの課税となる方、そして非課税となる方の所得額のおくまで目安を示しているものです。ここでは、給与収入の方で縦列の扶養人数によって、それぞれの所得以下であれば均等割のみですとか、一番右の非課税となる所得額以下であれば非課税となる数字を示しております。これが給与収入の場合。

次の8ページは、事業者の場合のそれぞれの所得の目安。

最後の9ページは、年金収入のみの方の均等割の課税者と、非課税の方となる目安を示しておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

以上で、承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第6 承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令136号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、伊江村国民健康保険税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による改正を行い、同条第3項の規定に基づき、本議会で報告し承認を求めるとの提案となっております。

なお改正の詳細につきまして、住民課長から説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額を見直すことにより、被保険者間の保険税負担の公平性の確保と中低所得者層の保険税負担軽減を図る観点から、令和6年税制改正大綱にて決定されたことによる改正であります。後期高齢者支援金に係る課税限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げ、高所得者層への一定の負担を設ける改正。個人均等割額と世帯平等割額の軽減判定に用いる所得基準を引上げ、軽減世帯の拡大を行う改正を行っております。

先に、新旧対照表にて、改正文の説明をいたします。新旧対照表1ページ、第2条第3項ただし書き中「22万円」を「24万円」に改めます。3項は、国保税の賦課内訳のうち、後期高齢者支援金分の限度額についての改正で2万円の引き上げであります。

第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改める。

次の2ページをお願いします。同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改めます。第21条第1項は、先ほどの第2条の金額の改正に合わせての改正で、保険税の7割軽減、5割軽減、2割軽減を算定する方法を規定しており、それぞれの軽減措置を行ってもなお後期高齢者支援金等課税額が限度額に達する場合の額を「22万円」から「24万円」へ改正するものであります。第2号と第3号の改正は、保険税の7割軽減、5割軽減、2割軽減の判定に用いる所得基準の算定の改正であります。国保税は世帯の所得に応じて、均等割及び世帯平等割について、7割、5割、2割の軽減措置が行われておりますが、今回その軽減の対象になるかどうかの判定に用いる数値が改正されております。第2号は、5割軽減の算定で用いられる「29万円」の算定数値を「29万5,000円」に引き上げ、2ページの第3号は、2割軽減の算定で用いられる「53万5,000円」の算定数値を「54万5,000円」に引き上げ、税額軽減世帯の拡大を図ることとなっております。

この条例の附則として、第1項で令和6年4月1日から施行するとし、第2項は、改正後の伊江村国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとします。

それでは、本日配付している承認第2号の資料①をお願いいたします。改正内容についてのイメージ図を示しております。保険税全体の課税限度額が104万円から106万円に引き上げられ、その内訳として、後期高齢者支援金と課税額が22万円から24万円となっております。図の下側、点線枠は、軽減判定所得の改正に係る説明です。被保険者均等割及び世帯平等割の7割、5割、2割の軽減措置の判定のための計算式がありますが、そのうち5割軽減と2割軽減の算定式の中金額が今回改正されております。

裏面のページをお願いします。課税限度額の引き上げによる影響です。上段の表は、改正前後の限度額を示しています。中段の表は、限度額を引き上げたことにより影響額がある世帯であります。令和5年度ベースの課税状況で試算すると、改正されてもなお限度額を超過する世帯は4世帯となり、限度額が2万円引き上げられたことにより4世帯で8万円の税収増となる試算となっております。下段の表は、軽減判定の改正による影響です。5割軽減、2割軽減の算定数値の引き上げにより、5割軽減の世帯は3世帯増、2割軽減の世帯は5世帯の増になり、中層所得者の負担軽減が図られることになっております。なお、この軽減判定による村国保税の減収に対しては制度上、国、県からの負担金で財源措置されることになっております。

以上で、承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第7 議案第33号 伊江島蒸留施設機能拡充事業備品購入（蒸留機他）の契約変更について、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第33号 伊江島蒸留施設機能拡充事業備品購入（蒸留機他）の契約変更について、提案理由を申し上げます。

今事業につきましては、令和5年度繰越明許予算にて実施中の伊江島蒸留施設の機能拡充事業による備品購入の請負金額の改定となっております。

（イ）変更前の請負金額が1億2,980万円、（ロ）変更による増額契約額が398万2,000円、（ハ）変更後の請負金額が1億3,378万2,000円でございます。

契約の相手方が、大阪市西区新町3丁目8番19号、丸宗株式会社、代表取締役 山里 廣と改定契約をしたいと考えております。

なお、本事業の履行期間につきましては、令和5年9月の定例会で議決されまして、9月15日から、令和6年の12月27日までが現段階における履行期間となっております。なお、今回の改定の内容につきまして、商工観光課長から説明させますので、御審議方よろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸 人 君

それでは配付してあります資料をもとに御説明させていただきます。こちらのカラーの資料を御準備お願いたします。

伊江島蒸留施設機能拡充事業につきましては、沖縄北部連携促進特別振興事業を活用し、令和5年度の繰越事業でございます。追加の備品につきましては、現在発注しております蒸留機から、製造した原酒を貯蔵タンクに圧送するためのポンプ、図面でいいますと中央の赤く四角に囲ったところです。蒸留後の廃液、酒粕などを屋外へ圧送するポンプの追加、その他蒸留機を包む保温材や配管、配管は青の色で示しておりますが、その他バルブ等が追加になったことによる増額となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第33号 伊江島蒸留施設機能拡充事業備品購入（蒸留機他）の契約変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号 伊江島蒸留施設機能拡充事業備品購入（蒸留機他）の契約変更について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8 議案第34号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第34号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,483万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,883万4,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によりたいと思います。

3 ページをお開きいただきたいと思います。第2表の地方債補正の表ですが、地方債の目的、13款の緊急防災・減災対策事業債、補正前の額が5,500万円、今回補正増します金額が370万円。起債の限度額が5,870万円と定めたいと思っております。なお、起債の方法、利率利率、償還方法については、記載のとおりでございます。

本起債につきましては、沖縄県の消防指令センターが今回全体更新の整備事業がされますが、これについての市町村負担分について起債ができるということで、今回事業債でもって補正増をしてございますので、よろしく願いいたします。

なお、詳細につきまして、事項別明細書をもって各担当課長から説明させますので、御審議方よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳入1 ページをお願いいたします。16款2項1目民生費国庫負担金244万円の減額計上でございます。内容につきましては、歳出で御説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

7目総務費国庫補助金2,677万5,000円は、1節細節203. 重点支援地方交付金で物価高騰対応型の交付金となっており、伊江村内に住所を有する住民税均等割世帯及び18歳以下の子供がいる世帯への加算分を計上してございます。詳細は、歳出3款民生費で御説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳入2 ページをお願いいたします。20款2項1目財政調整基金繰入金679万9,000円の計上につきましては、本補正予算の財源調整額として措置するものでございます。

歳入3 ページ、23款1項1目村債370万円の計上は、13節細節104. 沖縄県消防指令センター全体更新整備

事業で、村長から説明がありました令和6年度、令和7年度の2年をかけて全体更新整備を予定してございます。その指令センターの今年度の村負担分を緊急防災減災対策債を充当したく計上してございます。

次に歳出の説明に移らせていただきます。歳出1ページ、1款1項1目議会費120万円の減額は、8節、細節102. 議会研修旅費で、2款へ組み替える措置でございます。

歳出2ページ、2款1項1目一般管理費155万円の計上は、8節細節4. 普通旅費120万円は、浜名湖花博研修旅費で、議員分の旅費を議会費より組替えて執行したく計上してございます。11節、細節102. 総合システム改修手数料35万円の計上は、所得税の定額減税に伴い職員給与システムの改修する必要があるでございますので、その改修手数料を計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

5目企画費194万9,000円の計上は、12節、細節108. 沖縄銀行業務提携委託料でございます。沖縄銀行より職員の派遣を行い、地域が抱える課題等について、解決に向けた支援を行っていただく業務となっております。今回の補正予算を可決いただきましたら、5月31日に執行に関する協定書を締結しまして、6月3日に伊江村に着任し、企画課に配置をいたします。業務といたしましては、個人版及び企業版ふるさと納税等、銀行員のスキルを生かした業務に従事していただく予定となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出3ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費は2,677万5,000円の増額計上でございます。細節349. 及び細節350. の10節は封筒代、11節は郵送代、12節はシステム管理委託料として計上しています。細節349. 重点支援給付金事業（均等割課税世帯）につきましては、均等割のみ課税世帯へ1世帯当たり10万円給付に関する予算計上です。18節負担金補助金及び交付金1,830万円は183世帯分を想定しての計上でございます。細節350. 重点支援給付金事業（こども加算分）につきましては、非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の子供に対し、1人につき5万円を給付する予算計上でございます。18節は59世帯118人プラス見込み人数ということで2人を想定し、120人分の計600万円の計上でございます。今回計上した重点支援給付金2事業につきましては、事業期間を6月1日から8月31日までの申請期間としております。9目福祉センター運営費、10節需用費、修繕料は、福祉センター太陽光蓄電池の故障により修繕費として79万円の計上でございます。昨年8月の台風6号の襲来により支障を来し、その後メーカーによる点検を行った結果、故障が判明し、現在は使用できない状況となっております。同センターは、台風時の悪天候時には、独居老人などの避難場所となることから、非常時に備え早期に改修をする必要があります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

次の4ページ。3款2項3目保育所費は437万5,000円の減額計上でございます。3月定例会において、あおぞら小規模保育園の定員10人に対し、弾力性を見込んだ12人の予算計上をしましたので、定員10人分の予算措置をするため519万5,000円の減額をしております。また、台風等の襲来により小規模保育園の空調及び電気設備が故障し、早急に取替が必要であることから伊江村認可保育園安定化補助金交付要綱に基づき8割補助の82万円の増額計上し、その分差し引いた分の437万5,000円を今臨時会で計上しております。今後の梅雨時期や夏場に向けて、園児が安心・安全、快適に過ごしやすい環境をつくっていくために必要な施設だと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸 人 君

歳出5ページ、7款1項2目商工振興費129万5,000円の増額です。7節報償費8万円の増額は、来週開催されます浜名湖花博の芸能ステージに出演する団体や個人の謝礼として計上しております。8節旅費22万2,000円の計上は、当初花博で職員1人分を計上しておりましたが、ハイビスカスの展示販売や観光PRなどに人手を要することから、新たに2人分を追加したことによる増額計上でございます。10節需用費63万8,000円の増額は、伊江ビーチ内のハブクラゲネット2セット分を計上しております。令和3年度に一括交付金で購入をしておりますが、潮の満ち引きにより砂との摩擦等でネットが損傷し、何度も修復してきましたが、修繕不能なネットが出てきたことから新たに購入したく計上しております。11節役務費20万円の増額は、花博でハイビスカスを輸送するコンテナの代金やその他荷物等の輸送に不足が見込まれることから増額計上をしております。13節、細節312. は、花博に係る伊江港から那覇空港までの車航送料や5月29日から東京都で開催される沖縄めんそーれフェスタの出店料が値上げされ、不足が生じることから10万5,000円を増額計上しております。細節692. は、花博に係るスタッフ用のレンタカー代や高速代などに不足が見込まれることから5万円を増額計上しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西江 忍 君

歳出6ページをお願いします。9款1項1目非常備消防費800万円の計上は、10節、細節1. 消耗品で、各区公民館に設置してございます災害用備蓄庫に保管しております備蓄食の賞味期限が近づいておりますので、備蓄食2,400食、乾パン、ビスケットなど960食、液体ミルクのほか、生理用品、子供、大人用の紙おむつ等を更新したく、今回800万円を計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城 米 広 君

歳出7ページ、10款6項2目体育施設費5万円の増額です。25節寄附金、細節101. 5万円の計上は、能登半島地震により多数の自治体に災害が及んでおりますが、中でもB&G海洋センター所在自治体であります石川県の穴水町、志賀町、七尾市などは甚大な被害が発生しており、B&G財団では令和6年能登半島地震災害支援募金を立ち上げております。全国のB&G関係自治体が連携して被災地を応援するため、1自治体5万円の支援募金の協力を依頼されており、計上しておりますのでよろしく願いいたします。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、早期復旧、復興を祈念いたします。

以上で議案第34号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入款ごとに質疑を許します。16款国庫支出金。1ページ。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。20款繰入金。〔「進行」の声あり〕

進行します。23款村債。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出款ごとに質疑を許します。1款議会費。〔「進行」の声あり〕

進行します。2款総務費。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

お伺いします。歳出2ページ、5目企画費、先ほど課長から説明があったんですけども、沖縄銀行と業務提携を結んで職員を伊江村に派遣してもらうという説明だったと思いますけれども、これ常勤なのか非常勤なのかお伺いします。期間はいつまでなのか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

まず期間でございますが、先ほど説明にもお話をさせていただいたんですが、5月31日に伊江村とおきなわフィナンシャルグループとの間で、出向行為に対する職員に対する協定書を結びますが、その中で期間は令和6年度、令和7年3月31日までの期間、基本的に勤務形態、そういった業務内容については伊江村の職員としての業務、固有業務とかそういったものも担っていただくということですので常勤ということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

この計上されている194万9,000円というのは、沖縄銀行に支払いする委託料であって、本人の給料は沖縄銀行から支給されるということによろしいんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

私の説明も不足しておりました。この行員なんですが、31歳の男性行員でございます。そして、彼が今基本的にこの協定書の中でのお互いのその中にいろいろと覚書も交わしまして、いろいろすり合わせした中で今、ほぼ固まっているんですが、基本的に彼に支払う年間給与支払額は、沖縄銀行で既に払っている銀行の中での企業体系での支払いを仮に支払います。その中で、沖縄銀行と伊江村、うちのほうで折半をするような形で給与を支払っていくと。それが委託料となっていく中であっております。うちとしてもやはり彼の31歳という年齢を考慮して、伊江村の給与、号級表、給与表に基づいた形で計算をしまして、その6月から明け3月までの10か月間ということで月額を掛ける10にした金額、それでいくと割合的には沖縄銀行が約52%、伊江村が48%負担するという負担割合となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。3款民生費。3ページから4ページ。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。7款商工費。5ページ。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

10節需用費、聞き漏らしたので再度、説明をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

10節需用費でございますが、63万8,000円の増額でございますが、伊江ビーチ内の今、遊泳するハブクラゲネットが損傷しておりまして、その2セット分を計上しております。伊江漁協のほうで年間契約して設置しておりますが、修繕不能なネットがあるということで新たに2セットを購入したく計上しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

2セット分の長さ、1セット何メートルか、それと以前、質疑の中でそのハブクラゲ関係で誘引する捕獲器の話で以前、私やった覚えがあるんです。ハブクラゲを夜間誘引して、捕獲できる小さな捕獲器、誘引捕獲器があると聞いております。せっかくそういった備品購入をやるんだったら、それはそんなに大きな単価ではなかったと思うので、それを調査してそれを入れることによってハブクラゲの被害というんですか。もう大分抑えられると思うのでせっかくいい機会なので、それも検討できないかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

まず1点目の1セットのこの長さでございますが、縦が1.5メートル、横が20メートルになっております。これを1スパンです。2スパン購入したいと考えております。

あと2点目のハブクラゲの誘引捕獲機器の件、大変申し訳ございません。私ちょっと初めて聞いたものですから、今後こういった備品、ちょっと調査して購入できるように検討してまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

13節の細節312. 観光誘客整備事業につきまして、先ほどの説明の中で5月29日東京での事業展開ということの説明がありました。この5月29日の事業につきまして、詳しく説明できますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

こちら第15回の東京都豊島区池袋のサンシャインシティで開催されます沖縄めんそーれフェスタというものに今回、伊江村初出店する予定でございます。通常でありましたら、5月27日からイベントが始まるんですが、今回伊江村短期プランというのに申し込みをしまして、5月29日から6月2日までの5日間、出店する予定となっております。伊江村の伊江島観光協会に委託しまして、観光PRでしたり島の特産品も販売、そしてうちの職員も行かましてそちらで観光PR等々をする予定でございますので今回、試験的に出てみまして、また次年度以降「10日間できるかどうか」とか、いろいろと各市町村のこういった形で出店しているのかということも模索をしながら、今回テストケースという形で出てみたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

その事業というのは、以前にもお伺いしたことがあります。今回参加される自治体が分かるのかどうか。伊江村のほかにもどういった市町村が参加されるのかが分かる。という、それが1点と。

それから今回、行くに際しての特産品の内容ですが、例えば農産物の島らっきょうなども出店とか、可能なかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

出店自治体でございますが、ちょっと正式な数は今は分からないんですが、恩納村でしたり、金武町、宜

野座村、そして今回今帰仁村もたしか出るというふうにお聞きしております。あと八重山とか、数自治体が出ると聞いておりますが、すみません正式な自治体が分からなくて、大変申し訳ございません。また、持っていく特産品に関してでございますが、今ラム酒もそうでございますが、ピーナッツ菓子、アダン葉帽も今予定しております。島らっきょうにつきましても、今了解をもらっておりますので、島らっきょうもあちらで販売したいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

せっかくの東京での出店なので、その東京近郊というんですか。そういう郷友、伊江村の出身の方とか、そういう周知の方法というのは何か考えているのか。せっかくですからぜひそこら方面を検討したほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

周知方法でございますが、ホームページ、村のSNSタッチゆんを使った周知等々、あと最近ですが、右京の豊島区のケーブルテレビといますか。あちらのほうでも伊江島のPRを、村長に出てもらいましてしたところがございます。あとまた関東城会の皆様にもそういったイベントがあるということ、会長を通じて周知していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。9款消防費。6ページ。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

今回4月3日に台湾近郊の地震がありました。そのときに津波警報が出て、各避難所に避難されていたのを確認しております。私の住んでいる東江上区は、老人ホーム等の避難先になっておりまして、その場所を確認しましたら、そのときは大分その避難場所があわただしく、とても避難するにあたって避難される老人ホーム並びに伊江小の避難先にもなっておりますが、老人ホームの職員だけでは足りず、伊江小学校の職員も含めてその老人ホームの方を避難されるのに大分てこずっていたのを状況を確認しております。それも含めてその備蓄倉庫に何が入っているのか全然分からず、その一覧表を探すのにも時間がかかり、こういったものが入っているのかを全然把握できていない状況下でありました。今回この備蓄食を入れ替えるにあたり、そういった一覧表をみんなが分かる場所に提示するやり方と。そしてこういったものが入っているか。それとその備蓄品の中には、工業扇というんですか扇風機等もあったんです。それはそこに入れているのではなくて、普段から出して、公民館で使用させてもいいんじゃないかと思えます。実際は、普段の熱中症対策とかにも使える備品であって、そういったときだけ使うのではなくて、普段から公民館で使用できる備品として常備させていいものだと私は思います。そういったものも含めて今回、備蓄食を入れ替えるにあたり、備品の一覧表が誰にも分かる場所、そしてこういったものがあって、こういった扱いで使えていいのかという打ち合わせ、人も含めてやっていただきたいのですがどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

そうですね、確かに台湾沖の地震で、たまたまこのときが春休みで子供たちがいなかったのも、通常です

と伊江小学校の子供たちも東江上に一時避難するということになっておりますが、それでも70人近くの避難者が東江上公民館に避難したと聞いております。この備蓄庫にある備品と申しますか。につきましては、リストがございまして、今は59品目で約1施設当たり150個ほどのセットが入っております、これは平成27年の4月に各区長と、防災備蓄資材の使用及び管理に関する協定書というのを締結させていただいております。本来ですとこれをもって本当はやればよかったんですが、その平成27年ということで、たまたま区長も変わったりとか、いろいろとあったと思いますが、今回の津波の一時避難を受けまして、新たにもう一度この協定書を周知、区長の皆さんにも周知しながら、中身の確認も含めてこの今、島袋議員からありました備蓄庫に入っている品物の内容等も貼り出せるような形をとっていければと今、考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

それも含めて、災害の緊急時、特に避難先、老人ホーム等の消耗品の備蓄、例を言えば紙おむつ、備蓄とかそういったものも今回制度ができていますよね。そういったものも含めて、老人ホーム等との協議も実施させていただいて、備蓄倉庫を利用して、災害時、緊急時に備品等の備蓄もできるのかどうかも含めて、今回検討をお願いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

その辺も含めて、また住民課と包括支援センターとも連携を図りながら設置できるのか。また設置するに当たって、スペースがあるのかも含めてまた今後、区とも調整させていただければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

進行します。10款教育費。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第34号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これから議案第34号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第4回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻11時20分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（6番） 並 里 晴 男

署名議員（7番） 島 袋 勉